

平成 17 年南伊豆町議会第 3 回臨時会会議録目次

第 1 号 (3月29日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会宣告.....	3
議事日程説明.....	3
開議宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期の決定.....	3
議第 49 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	4
議第 50 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	6
議第 51 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	7
議第 52 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	8
議第 53 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	13
発議第 5 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	15
発議第 6 号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決.....	17
日程の追加.....	20
町長退職の件.....	20
閉議及び閉会宣告.....	21
署名議員.....	23

平成17年南伊豆町議会第3回臨時会

議事日程(第1号)

平成17年3月29日(火)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議第49号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 日程第 4 議第50号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の
一部を改正する条例制定について
- 日程第 5 議第51号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 6 議第52号 平成17年度南伊豆町一般会計予算
- 日程第 7 議第53号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 8 発議第5号 イルカ食害被害防止対策と国庫補助負担を求める意見書について
- 日程第 9 発議第6号 巻網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書
について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第10 町長退職の件

出席議員(11名)

1番	保坂好明君	2番	清水清一君
4番	谷川次重君	5番	鈴木史鶴哉君
6番	梅本和熙君	7番	藤田喜代治君
8番	漆田修君	9番	齋藤要君
10番	渡邊嘉郎君	11番	石井福光君
12番	横嶋隆二君		

欠席議員（１名）

３番 鈴木勝幸君

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩田篤君	助役	稲葉勝男君
収入役	碓井大昭君	教育長	釜田弘文君
総務課長	小島徳三君	企画調整課長	谷正君
住民課長	飯泉誠君	総務課徴収係主幹	小嶋孝志君
健康福祉課長	高野馨君	建設課長	山本正久君
農林水産課長	勝田悟君	商工観光課長	鈴木博志君
生活環境課長	石井司君	下水道課長	佐藤博君
教育委員会事務局長	鈴木勇君	水道課長	渡辺正君
会計課長	土屋敬君	行財政主幹	松本恒明君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡辺修治 主幹 栗田忠蔵

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（齋藤 要君） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しております。

これより平成17年第3回南伊豆町議会臨時会を開会いたします。

議事日程説明

議長（齋藤 要君） 議事日程は、印刷配付いたしたとおりであります。

開議宣告

議長（齋藤 要君） これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（齋藤 要君） 会議録署名議員を指名いたします。

会議規則の定めるところにより、議長が指名をいたします。

1 番議員 保 坂 好 明 君

2 番議員 清 水 清 一 君

会期の決定

議長（齋藤 要君） 会期の決定を議題といたします。

会期は、議事日程のとおり本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、会期は3月29日の1日限りと決定をいたしました。

議第49号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） これより議案審議に入ります。

議第49号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 本日はご苦労さまでございます。提案理由を申し上げます。

議第49号について説明いたします。低迷する町内経済情勢や、国の三位一体改革の影響等により、対処しなければならない厳しい町財政状況を勘案し、また自律のまちづくりを推進するため特別職4役の給料等の改定につきましては、南伊豆町特別職報酬等審議会に諮問したところ、平成17年3月24日に諮問どおりの引き下げの答申を受けました。この答申理由では、昨年の町長10%引き下げ等に引き続きの引き下げであり、消極的ではありますが本年についても引き下げが適当との答申を尊重し、平成17年4月1日から4役の給料の引き下げを実施したい一部改正の条例を提案する次第であります。第49号の改正の内容は、町長の給料月額を5%、3万3,000円引き下げ61万5,000円に、助役についても5%、2万8,000円引き下げ給料月額を52万5,000円に、収入役につきましても5%、2万6,000円引き下げ給料月額を48万9,000円に改正したいものです。以上でございます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 本案に賛成であります。一言意見を述べさせていただきたいと思っております。

3月定例議会が終わって、その後の臨時会にこの議案が出されました。町長は提案理由に、自立のまちづくりを進める上でと述べましたが、国が三位一体改革を推し進める中で、地域住民の利益を本当に守り、この町を残して頑張っていく。これは昨年来、議会で繰り返し議論されてきたところであります。3月議会での討論でもありましたが、執行部が自らこの点を深く理解するならば、この点を当初予算に盛り込んで姿勢をあらわすべきでありました。私はこの議案に賛成であります。こうした点はやっぱり指摘をせざるを得ないものであります。その点を述べまして私の意見とさせていただきます。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論もありませんので、討論を終結いたしますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 採決いたします。

議第49号 南伊豆町特別職の常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例制定については原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第49号議案は原案のとおり可決されました。

議第50号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第50号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第50号の提案理由を申し上げます。

第50号議案の教育長の給料につきましても、答申に沿って5%、2万6,000円引き下げ給料月額を47万7,000円に改正したいものであります。どうかご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 先ほどの49号議案についての討論と同じように、やはりこれは当初予算にその姿勢を示すべきでありました。というのも、この平成17年度予算を編成する際に一部、合併しないからこういう予算になった、そういうことで住民に対して予算の節減を説明する、こういうことが明らかになりました。こうした点、合併しないからではなくて、まさに国の三位一体改革の中で、すべての自治体が苦境に立たされている。そのときに、執行

者、トップに立つ者がどういう姿勢を示すべきか、このことが問われる問題でありました。遅きに失したとは言え、反対すべきではないので、賛成ですが意見を述べさせていただきました。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議第50号 南伊豆町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第50号議案は原案のとおり可決されました。

議第51号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第51号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第51号の提案理由について申し上げます。

本案は、平成16年度南伊豆町一般会計補正予算10号でございます。歳入歳出予算の総額から154万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億66万円にしたいものです。この減額補正の内容は、3月3日執行予定の静岡海区漁業調整委員会委員選挙につきまして、2月8日に専決処分、専決第1号にご承認いただきましたが、無投票という結果になったため、準備経費を除いた154万7,000円を更正減とさせていただきたいものです。どう

かご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔発言する人なし〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第51号 平成16年度南伊豆町一般会計補正予算（第10号）は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第51号議案は原案のとおり可決されました。

議第52号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第52号 平成17年度南伊豆町一般会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第52号の提案理由について申し上げます。

平成17年度南伊豆町一般会計予算につきましては、町議会3月定例会において可決されなかったため修正の上、改めて再提出させていただきたいものです。よろしくお願い申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、修正前予算額42億4,800万円から500万円減額し、平成17年度一般会計の予算規模を42億4,300万円としたいものです。修正につきましては、議員及び4役報酬引き下げ敬老金また使用料等の修正であります。総務課長から内容説明させますので審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 小島徳三君登壇〕

総務課長（小島徳三君） 修正箇所のみをご説明させていただきます。内容につきましては、事務事業の修正箇所。それから、結果的には合計集計欄まで影響あるわけですが、その辺は省かせていただきまして、事務事業以下の修正箇所をご説明させていただきます。

49ページをお開きください。歳出でございますが、1款議会費でございます。議会事務でございますが、議員報酬の引き下げによりまして406万7,000円減額し6,140万1,000円としたいものでございます。1節の報酬でございますが、2,852万7,000円を2,562万2,000円に。職員手当等でございますが、この中の41の議員期末手当871万1,000円を782万4,000円にし、職員手当の金額を1,577万9,000円から1,489万2,000円に減額したいものでございます。4節の共済費でございますが、議員共済会負担金316万を288万5,000円に。共済費全体を、575万2,000円から547万7,000円にしたいものでございます。

51ページをお願いいたします。2款総務費でございます。一般管理事務193万1,000円を減額し、2億310万円にしたいものでございます。伴いまして一般財源も2億500万9,000円から2億307万8,000円にかえたものでございます。

給料につきましては、特別職の給料を2,059万2,000円から1,954万8,000円にしたいものでございます。給料全体で、7,638万1,000円にしたいものでございます。

3節の職員手当でございますが、8,537万5,000円を8,462万2,000円にしたいものでございますが、中身につきましては、期末勤勉手当3,080万3,000円を3,036万3,000円に、40細節の退職手当組合負担金の4,657万5,000円を4,626万2,000円に。また4節の共済費でございますが1,911万2,000円を1,897万8,000円に。負担金の1,452万2,000円を1,442万1,000円に。

それから次のページの52ページをおめくりください。4 細節の追加費用、344万7,000円を341万4,000円にしたいものでございます。ただいまの報酬の改正条例に基づき改正したいものでございます。

それから55ページをお願いいたします。この中の庁舎管理事務でございますが、予算規模の関係で調整しなければならない箇所がございます。そういう中で、庁舎管理事務を45万円増し、685万1,000円にしたいものでございます。中身につきましては、施設修繕料でございます。

81ページをお願いします。老人福祉事業でございます。182万8,000円を増額し6,160万6,000円にしたいものでございます。8 節の報償費174万8,000円を増額し327万3,000円にしたいものでございます。

次のページをおめくりください。負担金補助及び交付金の中で、町ゲートボール協会補助金8万円を新たに設けたものでございます。

122ページの負担金補助及び交付金。これを5万円減額し、3,451万4,000円にしたいものでございます。細節といたしましては、56細節の青野川八せつり大会補助金を5万円減額し20万円にしたいものでございます。

次のページの124ページをお願いします。環境美化推進事業でございますが、16万3,000円減額し、339万9,000円にしたいものでございまして、賃金でございますが16万3,000円減額し41万4,000円にしたいものでございます。

137ページをお願いします。公共下水道事業特別会計繰出金でございます。50万円減額し2億7,803万1,000円にしたいものでございます。

147ページをお願いします。事務局事務でございますが、教育長の給与の関係でございます。56万7,000円減額し5,594万2,000円にしたいものでございます。一般財源につきましても5,557万5,000円にしたいものでございます。給料でございますが、31万2,000円減額し2,725万9,000円にしたいものでございます。職員手当でございます。22万5,000円減額し1,801万9,000円にしたいものでございまして、細節期末勤勉手当1,125万5,000円にしたいものでございます。退職手当組合負担金473万3,000円にしたいものでございます。4 の共済費でございますが3万円減額し658万1,000円にしたいものでございます。1 細節負担金でございますが、525万6,000円にしたいものでございます。追加費用につきましても127万6,000円にしたいものでございます。

180ページと181ページにつきましても、4 役それから議員報酬の関係で修正をさせていた

だいております。

次に歳入でございますが、32ページをお願いします。教育使用料でございます。19万円減額し267万5,000円としたいものでございます。社会教育使用料を2万円を1万円としたいものでございます。保健体育施設使用料を84万4,000円を66万4,000円としたいものでございまして、夜間照明施設使用料を8万円から2万円に減額、体育館使用料を42万から30万に減額。武道館使用料につきましては前年度予算が40万でございました。ですからそのままという形で残してございます。

次に43ページをお願いします。19款の繰入金でございます。基金繰入金でございますが、400万減額として1億8,100万から1億7,700万にしたいものでございまして、その中の1節財政調整基金繰入金を1億7,900万から1億7,500万にしたいものでございます。

15ページをお願いします。今年度予算額42億4,300万、前年度予算額49億2,500万。比較で6億8,200万円の減額でございます。今年度予算額の財源内訳でございますが、国県支出金が3億1,102万2,000円です。地方債が1億2,390万円でございます。その他が1億8,945万8,000円でございます。一般財源が36億1,862万円でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

議長（齋藤 要君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 本予算に当たって、予算案に対して賛成討論をするのは議会に入ってから初めてであります。賛成の意思を表明しながら内容にわたって意見を述べたいと思います。

本予算は、当初予算が否決されてその後、議会委員会で修正されたものであります。この間、委員会では町長が辞職表明ということが新聞でも報道されてきましたが、当初予算が18

日に行われた本会議最終日の討論でも述べたように、自律のまちづくり元年ともいえるべき平成17年度予算に当たって施政方針演説で岩田町長が述べられたとおり、合併問題での地区懇談会を開くことが入るといふ、およそ自律のまちづくりとかけ離れたものであります。予算編成に当たっては、住民に対する説明責任を果たさず、あたかも合併しないから予算が厳しいものになったというように、国が進める三位一体改革の影響で自治体が苦境に立たされている。こうしたところで住民の生活を守る姿勢を説明せず、むしろ政治的に合併問題を利用してきたと言っても過言ではありません。予算の内容に当たっては、今、修正した予算案で示されましたが、こうした説明責任を果たさない一方で、町長自身の親族所有地を含む蓮を栽培している蓮田ですね。民間住民は、自費で蓮の栽培を行って観光客にも提供している。ここに、これまでの開墾から始めてここまで継続して、今年度も16万3,000円の公費をつぎ込む。こうしたことをやってきました。一方、自らの報酬には温存して敬老祝い金をカットする、こういう予算案が当初予算でありました。こうした予算だからこそ、我々議会はこれをそのまま通すことはできないものであります。町長は25日に開いた定例記者会見で、自身は議会の解散をするつもりではない。また、予算を盾にする議会は疑問がある、こういうことを述べられました。これは、事実と反するものであります。議会審議で明らかになったことは、町長自ら3月議会を前にして、その直前まで自ら議会が不信任を出して、議会が解散をし、そして議員選挙が行われる。そして、自らも候補者と一緒に街の中を行動する、こういうことをやっていたことが明らかになり、赤裸々にされたのであります。これは予算を大事にするという町長であれば、こうしたことを絶対にやってはならないし、ましてや、やらないことであります。議会は住民生活に関する予算であり、この三位一体改革の中でも南伊豆半島先端に住む南伊豆住民の生活を守る、このために昨年6月以降、行革委員会で自律の町の検討を進めてまいりました。議会を前にして、非常に緊張した状態がありましたが、予算を大事にし、住民生活を守る立場から予算を空白にするような挑発、不信任、解散に至るような道につながる不信任決議をせず、こうした道を進めてきた岩田町長の責任を問う辞職勧告の道をとってきたのであります。こうした点、振り返ってみれば町長自身の政治姿勢の根本を問わなければなりません。おとし2期目の町長選直後の3月議会で、岩田町長は91年の一斉地方選挙、県議会議員選挙で1億近いお金を使ったことを本会議の一般質問でこれを認められました。町長の政治姿勢の信条の根本に根深い金権体質があり、これが唯一の町長の政治姿勢として、過言でないことの町政であり、南伊豆町政に最大の汚点を残してきたと言わざるを得ないのであります。2年前に行われた町長選挙は、双方とも合併について

の姿勢を明確にしないできました。しかしながら、昨年来下田市との法定協設置をめぐる緊迫した政治状況の中で、この政治戦に臨んだ二人が、双方とも合併問題については、南伊豆町に確信を持って自律の町を進めていくような状態ではないということも明らかになったのであります。まさに、今予算は議会の側からの修正、住民に対する説明責任は不十分でありながらも事務方が最大限、この厳しい状況の中で歳出もぎりぎりの削減、そして町をつないでがんばっていかうという、そういう姿勢が感じられました。不十分なところはあるながらも、住民と議会、そして行政が国の厳しい三位一体改革で地方に圧迫をしていく中でも、半島先端に位置づく住民生活を守っていくために力を合わせて自律のまちづくりを進めていく、まさに最初の予算であり、これが大幅に修正されながらもこの3月の年度内にこれが成立されようとしている。このことは大いに誇りを持つものであります。この点から、私は賛成の意思と力強く自律の町を進んでいくために、力を合わせることを呼びかけて討論とさせていただきます。以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第52号 平成17年度南伊豆町一般会計予算は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第52号議案は原案のとおり可決されました。

議第53号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 議第53号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 議第53号の提案理由について申し上げます。

平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は、議会3月定例会におきまして可決されなかったため、再提案させていただくものです。今回の予算につきましては、歳入歳出それぞれ50万円減額し、歳入歳出それぞれ4億2,552万7,000円とするものです。歳出の主な内容としましては、公共下水道建設事業の基本計画見直し等業務委託料を50万円減額させていただき、1,450万円とするものです。歳入につきましては、歳出の減額に伴い一般会計繰入金を50万円減額するものです。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） この公共下水道事業に関して、若干意見を述べさせていただきます。

一番争点になったのは、多額の予算がかかる公共下水道事業で下賀茂区分の工事にこれから入っていくとするのか、どうなのか。その予算の見通しの問題。それと、それにかかわって今の処理場を増設をしなければならないという問題で、この財政事情のただ中でどういう対応が一番ふさわしいのかという争点でありました。こうした中で、当初の予算提案の前の説明会あるいは本会議が始まった中では、この工事を中断したらペナルティが来る程度の説明しかありませんでした。こうした中で、これは否決せざるを得ないということできました。23日に行われた閉会中の審査の中では、起債の償還期限それと財政事情については担当のところであってもやはりこの厳しさを感じながら、同時に県に対しても申請 いわゆる基本計画をつくっても、その工事期間をぎりぎりまで延長してこうした状況に対して対応していくということが、仔細な資料にわたって説明をされました。私は、なかなかこうした厳

しい財政状況の中で、すべてカットしていいものかという問題がありましたが、制度上、合併処理浄化槽の事業の問題、それとの関係を踏まえた中で、またすべて工事関係の予算を切った場合に与える影響の問題もありまして、説明でもありました起債の償還の問題、そして工事自体の延長の問題。こうしたことを行政の提案を信頼をして、これを見守っていくと。そして一日も早い財政状況の好転のために、合わせて力を尽くすことを述べて、いろいろ課題もありますが賛成の意思を表明したいと思います。以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議第53号 平成17年度南伊豆町公共下水道事業特別会計予算は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、議第53号議案は原案のとおり可決されました。

発議第5号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第5号 イルカ食害被害防止対策と国庫補助負担を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、保坂好明君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

保坂好明君。

〔1番 保坂好明君登壇〕

1番（保坂好明君） 発議第5号の提案理由について申し上げます。

大変恐縮ですが、上から5行目の枯渴の字が間違っておりますので訂正をお願いいたしま

す。

イルカ食害被害防止対策と国庫補助負担を求める意見書。

我が国を取り巻く近海漁業の水産物水揚高は年々厳しくなっていく一方であります。

とりわけ、近海漁業に携わる一本釣りの漁業者の水揚は現在著しく減少しています。

水産資源の枯渇を守るため、その保護と自主規制により関係機関の協力のもと一段とその強化に取り組んでおります。

しかしながら近年伊豆諸島を含む伊豆近海の主要海域において、保護活動されてきたイルカによる一本釣り漁業への食害被害が拡大し深刻な影響を与えております。

食害被害があっても保護政策が取られている以上イルカの食害被害を食い止める事も出来ず、その対策に苦慮しているのが現状です。

これ以上被害を拡大させない為にも関係諸官庁におかれましては早急に抜本的対策を実施されるよう強く要望します。

記。 1、イルカの生態、生息域、頭数など被害拡大防止に関する調査研究と漁業調整。

2、イルカの食害被害について実態調査の実施。

3、漁業被害に対する助成処置。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先。内閣総理大臣、小泉純一郎、総務大臣、麻生太郎、農林水産大臣、島村宣伸。以上であります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第5号 イルカ食害被害防止対策と国庫補助負担を求める意見書は原案のとおり賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

発議第6号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

議長（齋藤 要君） 発議第6号 巻網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、藤田喜代治君が提出者で所定の賛成議員もあります。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） 提案説明を求めます。

藤田喜代治君。

〔7番 藤田喜代治君登壇〕

7番（藤田喜代治君） それでは発議第6号の提案説明を申し上げます。

提案説明は朗読をもって代えさせていただきます。

巻網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書。

静岡県沿岸及び伊豆諸島周辺海域は、スルメイカ、ムツ、キンメダイ等をはじめとする底魚や沖を流れる黒潮に乗り回遊してくるカツオ等、沿岸漁業者が長年にわたり営み生計を立ててきた漁場であります。

この貴重な資源管理については、自主的な操業制限の実施と更に水産庁の指導のもと一都三県（東京都・静岡県・神奈川県・千葉県）漁業者がそれぞれ「資源管理計画」を策定し、その計画を真剣に実践しているところであります。

しかしながら、この沿岸漁業者のひたむきな資源管理の努力も「巻網漁業」により無に帰する恐れが極めて大であります。

すなわち、大中型巻網の漁法は、水中集魚灯を使用した極めて効率的で漁獲強度が高く、

本来漁獲対象でない魚種や小型魚を文字どおり一網打尽に漁獲できるものであり、混獲或いは、混獲の域を越えた違法な漁獲に対する疑念は高まるばかりであります。

このままでは、せっかく推進してきた資源管理も根底から崩壊するばかりでなく、資源の枯渇と沿岸漁業者の経営の窮乏は必至であります。

については、沿岸漁業者の危機的状況をご理解いただき、下記事項について関係諸官庁におかれましては早急に抜本的対策を実践されますよう強く要望します。

記。 1. 違反操業に対する取り締まり及び罰則の強化をしていただきたい。

2. 沿岸一本釣漁業に配慮した操業方法、禁止区域の設定等操業制限の見直しをしていただきたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

意見書提出先。内閣総理大臣、小泉純一郎、総務大臣、麻生太郎、農林水産大臣、島村宣伸。以上であります。

議長（齋藤 要君） 提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

横嶋隆二君。

12番（横嶋隆二君） 趣旨にですね、賛成すると同時にこれを自治体、町、そして県に対して強く当たっていただきたいということで、一言意見を述べさせていただきたいと思いません。

巻網漁業の違反行為に対する問題は、南伊豆町民はじめ沿岸漁業を生活の糧にする漁民の積年の課題でありました。十数年前にも、県庁あるいは水産庁に、デモ、抗議行動を行ってきたところでもあります。ところが違反操業がそのまま野放しにされる。今年に入って、やっと検挙されるという事態が起きましたが、この業者が実は伊豆半島沿岸区域だけではなく、東北地方にまでこうした違反操業をやっていた。これは、十数年前の県庁に対する抗議行動

の際、その前年、国会の政府に対する質問趣意書でもこうした違反操業に対しては取り締まらなければいけないという質問趣意書に対する国会議員の政府に対する質問趣意書でも返事があった問題です。これは政府、農林水産省同時にいわゆる漁業海区の指導権限がある静岡県にも大きな責任があるものであり、現に違反行為が検挙されれば免許の剥奪。こうしたものをもって臨んでいくべきであり、こうした点を町が大いに力を発揮して上に対して意見を述べるべきであると思います。私たちはこの予算の問題でも議論しましたが、国内経済の問題でも地方の自治体の財政問題でも半島先端の小さい自治体の活路が奪われ、活路が脅かされ、しかも生活の基盤、自然環境すらもこうしたことで奪われかねない、奪われている状態があります。こうした点を厳しく告発すると同時に改正を求めて、半島先端に位置する住民が安心して暮らせる基盤をつくるために意見を述べると同時に、全力を尽くしていく決意を述べるものであります。以上です。

議長（齋藤 要君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 討論する者もありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第6号 巻網漁業の違反行為に対する罰則と監視体制の強化を求める意見書は、原案のとおり本意見書に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（齋藤 要君） 全員賛成です。

よって、本意見書は原案のとおり可決されました。

議長（齋藤 要君） ここで町長より、退職についての表明がありますので、お願いをいたします。

町長。

〔町長 岩田 篤君登壇〕

町長（岩田 篤君） 退職申出書は、本議会前に議長に提出しておりますが、改めて朗読させていただきます。

退職申出書 このたび一身上の都合により、平成17年4月15日をもって退職したいので申

し出ます。

平成17年3月29日、賀茂郡南伊豆町議会議長、齋藤要殿、岩田篤でございます。よろしく
お願いします。

議長（齋藤 要君） 私にも、ちゃんとこのように退職届が出ておりますので、ご承知く
ださい。

日程の追加

議長（齋藤 要君） お諮りをいたします。

ただいまお手元に配りました文書のとおり、町長 岩田篤君から平成17年4月15日をもっ
て退職をしたい旨の申し出がありました。

本件を日程に追加し、追加日程第10として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、町長、岩田篤君の退職の件を日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題と
することに決定をいたしました。

町長退職の件

議長（齋藤 要君） まず、その申し出を朗読させていただきます。

事務局。

〔事務局朗読〕

議長（齋藤 要君） お諮りをします。

本件はこれに同意をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（齋藤 要君） 異議ないものと認めます。

よって、町長、岩田篤君の退職に同意することに決定をいたしました。

閉議及び閉会宣告

議長（齋藤 要君） 本日の議事日程が終了しましたので、会議を閉じます。

第3回臨時会の議事件目は終了しました。

よって、平成17年第3回南伊豆町議会臨時会は、これをもって閉会をいたします。

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長 齋 藤 要

署 名 議 員 保 坂 好 明

署 名 議 員 清 水 清 一